

（問題紙）

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

* 解答の順序は問わないが、大問番号（ⅠまたはⅡ）および設問番号を明記すること。

* 解答紙は、大問ごとに分けて用いること。

【Ⅰ】 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Aは、病気の夫Bに国の認可を受けていない最先端の治療を受けさせる費用を得るため、2020年4月1日に、Cから100万円を借り受けた。Cは、Aと旧知であり、AC間では、返済の時期および利息については取り決められていなかった。

Bは2024年9月1日に、治療の甲斐なく死亡し、同年11月1日には、Aも急逝して、Aの子であるDがAを単独で相続した。Dは、海外で働いており、両親の訃報を受けて帰国することにしたが、生前のAからは、Bが何らかの医学的治療を受けていること、およびその費用が高額であったためにCにいくらか世話になったことのみを聞いており、それ以上詳しいことを知らなかった。

Dの帰国後、2025年5月2日になって、Cの息子Eから、Cが昨年に死亡してEがCを単独で相続したため、CがAに2020年4月1日に貸した100万円を返してほしい旨の連絡があった。

[設問]

つぎの（1）および（2）のそれぞれの場合について、Dの反論を考慮しつつ、EのDに対する請求が認められるかどうかを検討しなさい。（なお、（1）と（2）は独立している。）

（1） Eからの連絡を受けてDが自宅の仏壇を探したところ、2020年4月1日にAがCから無利息で100万円を借り受け、返済の時期については定めていなかったことを示すAの手帳を発見した。Dは、Aの几帳面な性格からするとすでにCに全額返済したと思っているが、遺品等を調べても返済した旨の記録を発見することができなかった。

（2） Dは、Eからの突然の請求を受けて、AがCからいくらか借りたことがあることは知っていたが、その金額が高額であったことに驚き、「帰国したばかりでよく事情が分からないので、遺品を整理して調べてみたい。借金の返済をしばらく待ってほしい」旨を伝えた。

【Ⅱ】以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

X社は、A社がXに負う債務の弁済として、2024年1月15日、AのY社に対する既発生の売掛金債権（1200万円。以下、「本件債権」という。）をAから譲り受けた（以下、「本件債権譲渡」という。）。Aは本件債権譲渡につき確定日付（同年1月19日付）ある通知を行い、同年1月22日に同通知はYに到達した。ところが、同年1月25日、AはXの債務不履行を理由に本件債権譲渡を解除すると共に、その旨の通知（以下、「本件解除通知」という。）をYに郵送した。しかし、その直後に債務不履行事実の不存在が判明したため、同年1月29日、Aの担当者はYの担当者に対し、本件債権譲渡に関して届くであろう本件解除通知は撤回するため、Yにて廃棄してもらいたく、また、後日、書面でも撤回通知を送付する旨を電話で伝え、Yの担当者もこれを了承した。本件解除通知は同年1月31日にYに到達したが、担当者が失念してその廃棄はなされないままであった。

一方、B社はAに対する債権に基づき、本件債権中800万円について、債権差押命令および取立命令を得て、同年2月23日にその送達が行なわれた。

Yの代表者は本件債権譲渡の解除をAの代表者から以前に聞かされており、また、本件解除通知も手元にあることから、解除が有効になされたものと信じていたが、同年2月26日にはAからの解除撤回通知がYに到達するなど、Aの一貫しない態度に疑念を抱いていた。しかし、裁判所からの正式な債権差押命令および取立命令が既に送達されており、また、Bの代理人弁護士からも本件債権について支払いの催促を再三にわたり受けたため、裁判所の判断には誤りはないものと考え、同年3月12日に本件債権中800万円の支払いをBに対して行った。その間、Xからは支払いの催告等は一切なされていなかった。

[設問]

XがYに対して本件債権の支払いを請求した場合、これが認められるかについて、Xの主張の根拠とそれに対するYの反論を踏まえて検討しなさい。

（問 題 紙）

以下の文章を読み、【設問】に答えなさい。

老齢年金をめぐっては、長らく物価の変動に応じて年金額が改定されており、物価が下落すれば、受給される年金も減額されていた（「物価スライド制」）。しかし、その後、物価の下落があったにもかかわらず、特例法を制定することで老齢年金の額は減らされることなく据え置かれていた。これにより老齢年金として、この特例法が適用されなかった場合の水準（「本来水準」）よりも高い額の年金が支払われていた（「特例水準」）。その後の法改正により、現役世代の人口減少や平均余命の伸びといった、時々の社会情勢に合わせて年金の給付水準を自動的に調整し、将来の現役世代の保険料負担が重くなりすぎないようにする仕組みが導入されたが（「マクロ経済スライド制」）、その際にも、物価が上昇して「本来水準」が「特例水準」を超えるまでは「特例水準」の支給を継続することとしていた。しかし、その後も物価は上昇せず、物価の下落が続き、「特例水準」が「本来水準」を超える状態が続いていた。

そこで対応が急がれると考えた国は、対応について協議する専門家委員会等を厚生労働省に設置することなく、厚生労働大臣独自の試算に基づく段階的な減額の後に、「特例水準」を廃止する旨の改正法案を作成した。内閣が国会に提出した改正法案は野党からの強い批判を受けながらも迅速に成立されるに至り、改正法の制定（以下、「本件立法」）後、法律にしたがい、「特例水準」は段階的に解消された。

本件立法を受けた「特例水準」の解消により、Xらは老齢年金の減額処分を受けた。それに対してXらは、本件立法が憲法25条に反すると主張し、国（Y）を相手に、各自の老齢年金の減額処分の取消しを求めて訴訟を提起した。

【設問】

あなたがXらの代理人であるとして、判例をふまえて、どのような憲法上の主張をするかを、Yの反論を想定しながら論じなさい。

（問 題 紙）

次の[設例]を読んで、[問題]に答えなさい。

[設例]

2025年3月に、その発行する株式を東京証券取引所に上場するA株式会社の完全子会社であるA1株式会社においてその従業員Bが業務に関連した不法行為により、甚大な損害を受け、その後従業員Bは退職した。従業員Bがそのような原因で退職したことを連日マスコミが報道する騒ぎとなった。事態を重く受け止めたA株式会社は、Bを被害者とする不法行為の原因究明と今後の対応を考えるために第三者委員会を設置した。公表された第三者委員会の報告書は、A株式会社にはさまざまなガバナンス上の問題点のあることを指摘した。A株式会社およびA1株式会社の社会的評価が失墜し、A株式会社およびA1株式会社のその事業年度の決算は大幅な赤字となった。ただし、第三者委員会の報告書は真偽が疑われる部分もある。

[問題]

2010年からA株式会社株式の6%を保有する株主Xは、A株式会社およびA1株式会社の経営を改善したい。会社法上とりうる対策を会社法の根拠条文を示して、論じなさい。

以下の問題文を読み、設問Ⅰ及び設問Ⅱに答えなさい（特別法違反の点を除く）。

【問題文】

1. Xは、著名な投資家Vから現金を奪う目的でV宅に赴き、公道に面したV宅の居間の窓ガラスを持参したハンマーでたたき割ってV宅に立ち入った。
2. Xは、ちょうど居間にいたVを見るやVに近づき、そばにあった花瓶をハンマーで破壊した上で、ハンマーを振りかぶり、「殺されたくなかったら金品をすべて持ってこい」と大声で申し向けたところ、Vはあまりの恐怖にその場でしゃがみこんで動けなくなった。
3. その後、XはV宅で自力で現金を探し回ったが現金を発見することができなかったため、携帯電話で知人のYに対しV宅に来るよう呼び出した。
4. その時、Xが携帯電話で通話しているすきを狙ってVが居間の窓から逃げ出そうとしたところ、Vは割れた花瓶を踏みつけたことにより左足の裏に出血を伴う切り傷を負い、また、その痛みにより逃げ出すことを断念した。
5. 駆けつけたYは、Xからそれまでの事情を聞くとともにVが動けなくなっている状態を認識し、また、Xから「見つけた現金の半分を分けてやる」と言われたので、Vが動けなくなっている状態に乗じて現金を奪おうと考え、現金を探すこととした。
6. 10分後、Yが居間のソファの下から現金100万円を見つけたので、XとYはそれを持ってV宅から立ち去った。

設問Ⅰ Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Yの罪責を論じなさい。